

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
電力システム改革貫徹のための政策小委員会
第6回財務会計ワーキンググループ

日時 平成28年12月9日（金）14：00～15：02

場所 経済産業省本館地下2階講堂

○小川電力市場整備室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより電力システム改革貫徹のための政策小委員会、第6回財務会計ワーキンググループを開催します。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

本日、伊藤委員及び永田委員におかれてはご欠席、また大石委員におかれては途中でご退席予定とのご連絡をいただいております。なお、本日ご欠席の永田委員及び途中ご退席の大石委員からは、意見書をご提出いただいております、資料として添付しております。

早速ですが、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は山内座長にお願いします。

○山内座長

議事に入る前に申し上げておきたいことがございます。

本ワーキンググループの議事運営におきましては注意事項がございます。議事運営の妨げになるような言動が行われた場合や、あるいは事務局の指示に従っていただけない場合には、ご退席をいただくとともに、今後の議事の傍聴をお断りする場合がございますので、その旨掲載してございます。ここで改めて申し上げたいと思います。傍聴される皆様におかれましては、議事の円滑な運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本グループにおきましては、10月初めに第1回を開催しました。それ以来、これまで5回にわたり、自由化のもとでの財務会計面の課題について議論を重ねてまいりました。

本日は、これまでの議論の総まとめといたしまして、1番として、原子力事故の賠償への備えに関する負担のあり方、2番といたしまして、福島第一原発の廃炉の資金管理、確保の方法。3番目が廃炉に関する会計制度についてとなっております。これらについて、まずは事務局からまとめてご説明いただいて、その後、ご議論とさせていただきたいと思います。

それでは、これから議論に入りますので、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。

お手元の次第に従いまして、資料3、資料4、資料5について、事務局からご説明をお願いいたします。

○小川電力市場整備室長

それでは、まずお手元資料3をごらんいただければと思います。

自由化のもとでの原子力事故の賠償への備えに関する負担のあり方ということでありまして、まず1枚目、これは前回もご説明したところでありますけれども、検討の背景としまして、これまで福島事故の後に整備された原子力損害賠償機構法に基づいて、今、原子力事業者が毎年、機構に納付しているこの一般負担金というのがありますけれども、本来、こうした賠償への備えは事故以前から確保されておくべきであったということを前提に、今回、その事前に確保されておくべきだった費用についての負担のあり方についてどのように考えるかということで、ご議論いただいているところであります。

2ページ目、これは現行の機構法に基づく一般負担金の仕組みということ。

それから、3ページ目は、この一般負担金の負担の割合、これは各原子力事業者が保有する原子力発電所の設備容量などに基づいて案分しているということで、これを見ていただきますと、原子力発電所の比率が高いところほど金額も大きくなっているということが言えます。

4ページ目、考え方ということで、これも前回ご紹介したところではありますけれども、黄色の部分、機構法成立前は、この黄色の①、過去分というあたりのものが、ある意味、電気料金の中には入っていなかったということでありまして、この部分についてどういった形で費用負担をしていくかということが、今回の議論であります。

これまでいただいたご意見ということで、5ページ目、6ページ目にまとめております。

まず、過去分といったときに、そもそも現在の一般負担金がどうなっているというようなご質問をいただきまして、これについてはただいまご説明申し上げたとおりです。過去分という考え方について、いろいろご意見をいただいているところではありまして、さらに前回で言いますと、その規模など、そこがまだ示されていないといったようなお話もありまして、今回はその点をしっかりお示ししてというふうに考えております。

7ページ目は、今度、回収の方法ということで、これも前回の議論の続きということになりますけれども、広く需要家に負担を求めるといった場合の方法ということで、2つ、税、賦課金などという方法と、託送料金の仕組みの利用というのを、2つ対比しております。この2つの違いとして、最終負担者が全国全ての需要家になるのか、託送料金の仕組みを利用した場合にはおのおの供給区域内の需要家になるのか、これが負担額の水準の決まり方にも影響してきまして、基本的に全国一律になるものなのか、あるいは区域、地域内ごとによって変わってくるのかという違いがありまして、現在の一般負担金の決まり方などを考えると、託送料金の仕組みを利用して、区域ごとで異なる水準というような形のほうが妥当でないかということをお示ししております。

これについて、前回さまざまなご意見をいただいておりますので、次の8ページのところに記しております。どちらの場合でも、そんなに大きな違いはないんじゃないかといったようなご指摘、あるいは、どちらの仕組みを利用したほうが、より現行の制度と整合的かといったような観点、あるいは公平性といった観点からご指摘いただいているところであります。

今回、新しくお示しするのは、10ページ、11ページ、12ページになります。

まずは、過去分の規模ということで、どういった形でその規模を、額を考えるのかというところについて、ここに考え方をお示ししております。

まず、前提としておりますのは、先ほど見ました現行の一般負担金の算定方式ということでありまして、現行設備容量に応じて、それを基準にして負担金の額を決定しているということから、今度逆算して、現行の負担金の額、約1,600億円ということでありまして、これに現行の設備容量、表で言いますと2015年度というところで、現行の設備容量、出力ベースで約1.5億キロワットということで、これを現行の一般負担金の額、約1,600億ということで、ここで割り算をすると、キロワット当たりの単価、およそ1,000円というものが出てきます。これをもとに、過去の設備容量、今は約1.5億キロワットになっていますけれども、最初のころはもっと少なかったのがだんだん増えてきたと。下にありますような形で設備容量が増えてきておりますので、これをキロワット当たり単価と累積の設備容量、この単純な掛け算をしますと、約3.8兆円という形で、この過去分の総額、言ってみれば2010年以前に、現行の機構法と同じようなスキームがあったと仮定した場合に確保されていた、あるいはあるべきであったものが、ここにあります3.8兆円ということで考えられるというふうにお示ししているところであります。

この過去分というものについて、では、これを全ての需要家から公平に回収するために、これを全て託送にということかというところでいいますと、次の11ページをごらんいただければというふうに思います。

まず、一番下の回収のイメージということで言いますと、過去分、左の点線で囲まれているところ、これが福島事故の前に確保されておくべきだった賠償への備えということでありまして、およそ3.8兆円という数字になっております。これを今後託送回収、託送料金の仕組みを利用して回収していくものがどれだけかということを考える場合に、まず託送料金の仕組みの活用がいつからかということ考えた場合には、これは一つ、2020年というのが基準になるのかというふうに考えております。と申しますのも、現在は経過的に小売の規制料金が残っていると。これが原則として2020年に撤廃ということで、そこがちょうど制度の切りかえの時期ということで、2020年以降に託送の仕組みを利用するというのが一つの考え方かというふうに思っております。

その場合に、この下のイメージ図でいいますと、ピンクの小売回収分が、2011年、新しい機構

法の仕組みができてから2020年までの間、この間は毎年一般負担金という形で回収されているものになりますけれども、これについてどう考えるのかというのが、ここでの一つのポイントになります。

これについては、ここでは上から2つ目、「この場合」ということでありますけれども、現行小売の料金、小売の規制料金、あるいは小売の自由料金で回収されているというものについては、確かに全ての需要家から回収されているものではない。既に部分自由化がスタートしておりますので、全需要家からの回収ではありませんけれども、それでも相当、おおむね全てとしておりますけれども、ほとんどの需要家からここで回収がされているというふうに考えることができるのではないかと考えております。

そのように考えますと、過去分、全ての需要家から回収するべきであった3.8兆円から、この2020年までの間に回収できると思われる分は、差し引いてもむしろいいのではないかと。そのように考えると、3.8兆という数字から1.3兆という数字を差し引いて、一番最後のところにあります約2.4兆円というのが一つの考え方ではないかというふうにお示ししているところであります。

ここでの考え方は、過去分というものの、その総額が変わるものではなくて、この過去分相当、あるいはこの賠償への備えの全体額が変化するというのではなくて、必要な額のうち、託送という形で全ての需要家から回収する分と、原子力事業者がみずからの需要家から回収する、ある意味自助努力による分と、その両者の切り分けをどこに置くかということでありまして、過去分全てが全需要家からだということだと考えますと、先ほどの3.8兆円という数字になりますし、そこからある意味、一部自助努力によるところと、言ってみれば、現在の小売での回収分を自助努力相当というふうに考えますと、その3.8から、およそ3分の1くらいを自助努力、残り3分の2については託送という仕組みで、広く全需要家からということの考え方をお示ししたのが、ここの11ページになります。

最後、その次の12ページのところは、そのように考えた場合の約2.4兆円という過去分について、これについて、託送料金の仕組みを利用した場合に、全体で何年かけて回収するのがよいだろうかということになりまして、単年度の回収額を多くすると、当然のことながら、1年、単年度の需要家の負担は大きくなる。一方で期間は短くなって、逆に毎年の回収額を抑えると、回収期間は必然的に長くなるということでありまして、需要家の負担、単年度当たり余り大きな負担にならないようにしつつ、一方で、余りに長期間に回収期間を長くすると、将来世代に負担を課すということになる関係ですので、この年間の回収額と回収期間の関係についてどのように考えるべきかというのが、ここでの論点になります。

考え方はいろいろあります。10年、20年、30年、どういった形で考えるかといったときに、も

とも今回の議論の出発点でもあります電気事業の特性、長期間に及ぶ設備投資、あるいはその回収ということ。それから、ここに例えばという形でお示ししておりますけれども、原発が稼働してからの年数、あるいは原発の稼働期間が原則40年といったようなことなどを考えると、回収の期間を40年と。その場合の年間の額は約600億円ということになりますけれども、こういうのが一つの考え方ではないかということでお示しております。

その場合の負担のイメージということでお示したのが下の図になります。一般負担金、これは現行もそうですし、これが今後も同じような水準である場合には、これは大手電力であります原子力を保有する事業者が、みずからの需要家から回収するということになります。他方、今回の議論の対象である過去分というものにつきましては、原子力事業者が負担する分と、新電力が負担、いずれも最終的には需要家の負担となるわけですが、ここでは仮に新電力のシェアを10%と仮定した場合ということで、年間600億円を比例配分しますと、大手電力のほうで540億円、新電力で60億円という形、これは繰り返しになりますが、現行を一般負担金という形で、大手電力を通じて回収される分に加えて、別途こういったものがあるということになります。

その場合の負担のイメージ、これは託送料金との比較で言いますと、今回、ここでお示している600億円というのは、キロワットアワー当たり7銭ということで、これは託送料金の水準、各送配電事業者によって水準は異なりますけれども、おおむねアワー5円程度ということから言いますと、1%強ということになります。

一方で、標準家庭での負担額ということで言いますと、四角で囲っておりますような、月平均18円に相当ということになります。これが前回、それから前々回からご指摘を受けていました過去分という考え方と、その場合の規模、それから、ここでいう2.4兆円という数字に関しての回収の考え方になります。

その次以降は参考資料になりますので、続きまして、次の資料4のほうをごらんいただければと思います。

冒頭、山内座長からもありました、本日は全体の取りまとめの会ということでありまして、そういう意味で、これまでご議論いただいたものをテーマごとにまとめている資料になります。先ほどの賠償に続きまして、資料4で福島第一原発の廃炉に関する資金の管理・確保の方法ということでまとめた資料になります。

まず、1ページ目になりますけれども、そもそもこのワーキンググループにおいて福島原発の廃炉に関する検討が始まった経緯としましては、この9月に設置された東電委員会というものでの議論があります。この東電委員会、今朝がたも開催されましたが、東電の改革のあり方を議論する場ではありますけれども、ここでの議論において、1F、福島第一原発の廃炉に必要な資金

については、東京電力が負担するのが原則であると。東京電力に、グループ全体で総力を挙げて捻出させる必要があるという考え方が示されました。その上で、国民負担増とならない形で廃炉に係る資金を東電に確保させる制度について、国のほうでも検討してほしいということがありまして、このワーキンググループの検討が始まったという次第であります。

具体的な検討事項としては2点ありまして、円滑、着実な廃炉の実施を担保するために、資金管理、巨額の資金の長期にわたる管理を担保する制度ということ。それからもう一つが、東京電力、既に分社化されていますけれども、発電小売のみならず、送配電における合理化の努力が確実に廃炉に充てられるための制度ということについて、検討を行ってきたところであります。

1点目の、廃炉のための資金の確実な管理ということで、2ページ目、3ページ目になりますけれども、主には3ページにありますような形、ここでは第三者として、原賠・廃炉機構というところに必要な資金を積み立てていくということが、ここでお示ししている案になります。さらに、そこに積み立てていく上での必要な資金を、グループ各社から、確実に廃炉を実施していく東京電力ホールディングスに渡るようにするためにということで、次の4ページ目にあります送配電事業における合理化分の扱いということをご議論いただきました。これは、送配電事業料金規制下にありますものですから、そこでの合理化が進んだ場合には、その効果を需要家、消費者に還元するというので、料金値下げというのが現行の仕組みになりますけれども、この1Fの廃炉に充てる場合には、例外的にそういった合理化努力により生み出された資金については廃炉に充てていいということにしてはどうかということでご議論いただきまして、これについては、5ページ目にまとめておりますけれども、おおむね方向性についてはいいのかなといったようなところでの議論だったかと思えます。

他方、こういった形で合理化分を廃炉に充てていくようにした場合に、値下げの機会が全くなくなってしまう。値上げはないにせよ、本来下がるべき料金が高どまりするのではないかといった懸念への対応ということで、6ページにあるような形、具体的には、他社との比較において、一定の場合には、やはり値下げを求めていく必要があるのではないかということをお示したところであります。

また、次の7ページにおいては、分社化されている東京電力において、送配電、ある意味規制部門での利益を廃炉に充てていく。その部門で言うと、送配電のところには過大な負担が寄らないかといったような懸念への対応としまして、グループ全体での総力を挙げた努力というものを、託送の事後評価に際しても、その点をきっちりチェックすると。そうでないと、発電や小売は競争して利益が出ないけれども、もともと非競争分野である送配電の利益だけを一方的に廃炉に充てていくことは、全体のバランスからは適切でないといったことで、こういった案をお示した

ところであります。

以上が福島第一原発の廃炉に関する対応でありまして、最後が資料5での、廃炉に関する会計制度というものになります。実際、このワーキンググループでの議論の順番としましては、むしろこの廃炉に関する会計制度というものを最初にご議論いただいたところでありまして。

資料5、まず1ページ目になります。現行の廃炉会計、2013年、それから昨年と、2回にわたって措置された廃炉会計制度の前提としましては、廃炉後も小売の規制料金で着実な回収がなされるというのが前提になっておりました。これについて、2020年という、原則、小売の規制料金が撤廃される時期を見据えた場合に、その小売の規制料金撤廃以降、この廃炉に関する会計制度をどうやって継続していくか、あるいは、そもそも継続しないのかといったことについてご議論いただきました。

その結果としまして、2ページ目にありますけれども、廃炉に関する会計制度、そもそも原発依存度低減というエネルギー政策の基本方針に沿って措置されたものであって、これは自由化のもとでも変わらないということでありまして、制度継続が適当でないかというふうに考えられます。

その上で、では、小売の規制料金がなくなった後に、どうやってこの仕組みを維持するかということと言えますと、自由化のもとでも規制料金として、総括原価の規制料金として残る託送料金の仕組みを利用することが妥当でないかということでありまして。

ただしということで、3つ目に記しておりますけれども、そもそも自由化のもとで、発電に関する費用でありますので、それを送配電、託送料金の仕組みを利用するというのは、エネルギー政策の特定の目的達成のためにやむを得ないという判断ではあるものの、これはやはり例外的な措置と位置づけられるべきというご意見が多かったというふうに思っております。

前回ご議論いただいた福島事故炉の扱いについては、なお書きに記しているところでありまして。幾つか考慮要素がありまして、そもそも今回、新しい制度的措置を講じたということに関しての、新しい制度的措置を講じることとしているという①。それから、2つ目の考慮要素としまして、1から4号機と5、6号機が、サイト全体として規制法上は特定原子力施設というものに指定されているということ。他方で、③ということで、実態面で見ますと、1から4号機と5、6号機で少し異なった扱いになっているということがありまして、結論としては、この段階では、託送料金の仕組みを利用した廃炉会計ということに関して言いますと、原則としてこの廃炉会計制度の対象から除外すべきでないかということでお示ししております。

これまでご議論いただいた、そもそも廃炉会計制度、自由化のもとでのこういった制度の必要性、あるいはそれを継続するために必要となる措置、さらには前回ご議論いただきました事故炉

の扱いについては、次の3ページから5ページ目にまとめてお示ししているところであります。

6ページは、こういった廃炉会計制度、仮に自由化のもとで託送料金の仕組みを利用する場合であっても、そもそも例外的な措置ということを申し上げましたが、公平な競争環境を維持するといった観点からすると、原子力事業者には一定の何らかの、例えば電気の切り出しみたいなものを求めていくといったようなことが必要ではないかという話。

それから、そもそもそういった送配電事業と直接関係ない費用を託送料金に含めていくということでありまして、その費用の内訳などを明確化して、需要家にしっかり情報提供していく必要があるのではないかとといった点をご指摘いただいております、それらを6ページに記したところであります。

最後、今度は廃炉作業に必要なキャッシュ、資金の手当てという意味での解体引当金制度のあり方というのが、8ページにまとめてあります。この制度も、自由化のもとでも必要なものであるということでありまして、引き当ての期間は短縮、40年にするといったことで考えてはどうかということ。さらに、既に廃炉決定したもの、さらに今後早期に廃炉するというものに限って、廃炉に伴って一括して計上することが必要となる費用については、廃炉会計制度の対象としてはどうかということをお示ししております。

また、その引当金の総見積額については、個別の事情を考慮できるようにという仕組みを入れる一方で、いたずらに増えることのないようというご指摘もある中で、その妥当性を確保するための大臣承認の仕組みをしっかりと維持していく必要があるというところで、ここをまとめているところであります。

以上、各資料に沿いまして、このワーキンググループでこれまでご議論いただいた主な事項についてまとめさせていただきました。

ご説明は以上となります。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、これから議論に移りたいと思います。発言される方は、いつものことではありますが、お手元の名札を立てていただくようお願いいたします。また、関連する発言を希望される場合は、手を挙げて合図をいただければと思います。

それではいかがでしょうか。ご意見ありますでしょうか。

大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。本日ちょっと先約のために途中で退席いたしますので、先に意見を述

べさせていただきます。

意見としましては、前回、私の意見をまとめたものを提出しております、おおむね、変わったところはないのですが、今回の資料には、多くの消費者団体から出されております今回の託送料金で負担する案への反対意見というものも掲載させていただいております。今回の議論は、社会的にも政治的にも反響が大きく、消費者としても大きな問題ととらえております。その意味で、私を含め多くの消費者団体が、今回のこの託送に乗せることに対して反対であったのだということとをぜひ残していただくためにも、今回、資料として出させていただきました。

今朝、新聞などでもいろいろ報道がありましたし、今回、この場できちんと金額について出していただいたということはありがたいと思っておりますけれども、逆にこの金額を見ますと、当初予想していたもののさらに倍であるということで、今後、本当にこの金額で終わるのだろうかということ、逆に不安に思っている次第です。まさかとは思いますが、今回、提示されているもの以外に、これから先、バックエンドの費用などのようなものもさらに託送料金に上乘せされるというようなことがあっては決してならないと思っておりますので、このワーキングのマスターではないかもしれませんが、ぜひそのあたりは記録にも残していただきたいという願いが一つ。

それからあともう一つ、今回の廃炉会計については、私自身、まだ納得がいないところがあります。廃炉会計というのは、できるだけ早く原子力発電所の廃炉を進めるためにとった措置ということでしたが、ここでお願いしたいのは、であれば、廃炉会計を使った発電所に関しては、リプレース、そこにまたさらに新しい原子力発電所を建てるなどということは絶対にないように、今回、この委員会の範囲ではないとは思いますが、きちんと注視して見ていきたいと思っておりますし、国のほうにもぜひお願いしたいというふうに思っております。

それから、最後、税負担がいいのか、この託送がいいのかというところで、どうしても今回は託送のほうがという話で、終始出てきております。が、余りにいろいろなところで、今回限りと言いながら、託送料金の仕組みを使う内容になっておりますので、消費者としては、一体、本当に託送の中にどんな料金がどれだけ入ってくるのか、いるのかというのがわからなくなるような、そういうふうなイメージで見ております。

その意味でも、もう一度、本当に託送で回収ということでもいいのだろうか。これだけ。またこれからさらに費用負担が増えるかもしれないという中で、見える形、税負担にすると、一律になり過ぎるという課題があるという意見もありましたけれども、逆に特別税などの形にして税でとるという工夫というのはまだ余地があると思っております。そういう意味で、ここで全て託送でということについては、いまだに疑問を感じておりますので、再度お考えいただけるとありがたいかなと思います。

ありがとうございました。以上です。

○山内座長

松村委員、どうぞ、ご発言ください。

○松村委員

細かい点の前に、今も大石委員からも出てきて、とりようによっては私よりも物わかりがいい発言にも聞こえなくはなかったあののですが、私は将来のことを本当に心配しています。今回が託送にこういう料金を乗せる前例になって、これからも問題が出てくるたびに託送料金に全部乗っけるということになったらかなわないという点は、かなり早い段階で明確に言ったつもりです。

したがって、今後出てくるかもしれないというご懸念があったのですが、私は、今後出てくるなどということは、基本的には、原則としてはあってはならないことだと思います。もちろん、絶対ないと、今の時点で全く予想できないようなすさまじいことが起きる、隕石が落ちてきて何かすさまじい事故が起こるとか、そういうことでもあれば別ですけれども、基本的には現時点で予想できることが原因で、今後、託送料金に別の費用が乗るなどということは、あってはいけないと思います。

そういう意味で、今回のものが先例となって、本来発電部門が負うべき費用、あるいは過去分と見なす費用が次から次へと託送料金に乗ってくるようになったとすれば、このワーキングは相当罪深いことをしたことになる。本当に今回を最後にしてもらいたい。もし万が一、これで足りないなんていうことが出てきたとすれば、発電事業者負担を第一に考えてほしいし、万が一それで無理なら税でもっと明確にやることを検討すべき。

しつこいようですが、これが先例で、これから出てくるものがどんどんどんどん託送料金に乗ってくるというのではなく、これがある意味で最後で、私たちが負担する上限ということで出てきたということでした承するという事だと私は思っています。

もしそうでなくて、いや、これからももっと乗せてもいいと考えておられる方がいらっしゃるなら、この場で発言いただきたい。私は今回と同様の趣旨の発言を何回もして、それに対して反対の意見は一言も聞いていないので、多分、皆さん同じ意見だと思います。もしそうでなければ、この場ではっきりと言っていたいただきたい。この後、もしそんなのが乗るということになったら、その委員がそんな発言したからだ、その後批判を受けることになる。決してそんなことはないと思うのですが、その点ははっきりさせていただきたい。

もし今後、託送料金にまた乗るなどということになったら、このワーキングの議論を全て無視して新たに乗せたという位置づけにしてもらわないと、とても納得しかねます。

次に、細かい点です。資料3で、過去分については、本来的には3.8兆円なのだけれども、こ

れを2.4兆円まで圧縮する点に関しては、合理的だと思います。ただ、この考え方が、減額した理屈が合理的かどうかについて、私は確信を持ってない。

私は、事故前と事故後で同じ保険料という発想がそもそもおかしいのではないかと。だから、同じ単価を適用して、3.8兆円丸々全部、今度の託送で回すとの提案があったら、反対と言わざるを得ないと思っていた。しかしかなりの額が結果的に減額になった。その理屈はともかくとして、私はこの2.4兆円に減額したというのは妥当だと考えます。

それで、事故前と後で同じ保険料でいいのか。私は事故後のほうが高くて当然だと思っているので、これはこの委員会で言うことではないけれども、機構のほうは少し考えていただきたい。今後取り続ける一般負担金が本当に1,600億円でいいのかということについては、私たちが言うことではないですけれども、機構のほうにボールが投げ返されている。これだけの額を託送料金で回収するというウルトラCをやっているのに、今までと同じ一般負担金ですか。稼働が進んでも同じ負担金ですかというのは、問うてみることは必要だと思います。ただ、実際に決めるのは機構で、我々がそれ以上口出しはできないのですが、もし漫然と増額しないで同額とり続けるなら、今度は批判されるのは機構だと思います。

次に、同じ資料のスライド12で、事務局は正しく説明していたのですが、新電力の負担金は単年度で60億円というのは、マーケットシェアを10%と仮定すればそういうことだと。これはあくまで単年度ベース、導入時の単年度ベースということをしていて、多分これぐらいというのは、みんなが予想しているような数字だろうとは思いますが、当然、マーケットシェアが大きくなってくれば、この負担割合が大きくなってくる。だから、60億円に対して、旧一般電気事業者は540億円負担しているという数字は、あくまで導入年度の単年度のワンショットのイメージだということを、私たちは忘れていけないと思います。

次に、標準家庭で月平均18円に相当という、こういう議論が出てくるときに、これに限らず私は必ず文句を言うことにしているので、今回も言います。これだととても低いように見えるかもしれないのですが、家庭が負担している電気代はせいぜい日本全体の3分の1ぐらい。3分の2は家庭以外のところで消費している。家庭以外のところが消費しているものも、最終的には国民負担になるわけですから、この18円は実際の負担は3倍と考えるのが正しいと私は思います。18円だから大したことないなどと思わないことが重要なのかと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。事務局からは特によろしいですか。

圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員

同じく資料3の10ページです。ここには1966年からの単年度に分けた設備容量の棒グラフが出ていて、これが1,600億円という現状の一般負担金をベースにして、過去にずっとさかのぼったときの金額のイメージと一致するということだと思います。確認なので、違っていたらご説明いただければと思います。今、事務局からの説明には割引率の考え方がなかったです。つまりこれは、今の価値に換算したらこうなるということであり、だから、単純合計したら3.8兆円となっているというが、例えば1980年とか70年に、この棒グラフにあるような相当額を支払うべきということではないのですよね。

それから、松村先生もおっしゃったとおり、私も3.8兆円から小売回収分を差し引いて2.4兆円になるのはいいとは思いますが、その理屈は、説明を伺っていて、私もよくわからなかったです。けれども、ざっくりその心を言えば、3.8兆円と言いながら2.4兆円しか過去分を回収しない場合に、消費者の負担が軽くなるという意味ではありがたいとは思いますが、でもこの分足りなくなるからまた回収と将来言われたら困ると思ったのです。要はこれは、旧一般電気事業者の今後の営業活動の中で努力してカバーしていくべきものと理解すればいいのでしょうかという質問です。

それから、税か託送の仕組みを使うかということについては、前回提示されて、私、欠席していたので申し上げなかったのですが、本来的には税なんだろうと思います。やはり日本のエネルギー事情を考えて、必要な枠組みを支えていくために必要な経費というのは、税でわかりやすくみんなで平等にというのが大前提だと思うのです。けれども、沖縄の問題ですとか、それから地域によってこれまでの原子力に依存してきた状況の差だとか、そういったことをある程度反映させたほうがいいんじゃないかということに関しては、それも一つ重要な考え方だと思いますので、私も託送の仕組みを使うということについて、特段異存はありません。

ただ、税と違って、託送の仕組みを使ってしまうと、いろんな方がおっしゃっているように、じゃ、それが幾らなのかということが見えにくくなる可能性もあると思いますので、政府の広報という意味でもそうですし、それから消費者の立場に立っても、何かしらの形で、これがどのぐらいの負担額になっているかということが、FITのような形でしっかり把握できるフォローをぜひしていただければと思います。

以上です。

○山内座長

お答えを。質問がありましたので。

○小川電力市場整備室長

今、ご質問として2点ありました。

1点目の割引率の考え方は、おっしゃっていただいたとおりのように思っております。ここで言う試算に当たって、例えば30年前であったら、ここにあります計算で、1,000円掛ける当時のキロワットで掛けた総額を、当時との通貨といいたまいますか、貨幣価値で、それだけということではなくて、あくまで現時点にそろえた場合ということでの評価になりますので、そういった意味で割引率をここでは入れていないということになります。

それから、2点目の過去分ということと、1.3兆というのを引いて、その分はどうなるのかということと言えますと、これもおっしゃっていただいたとおりでして、この託送、全需要家からの回収ではない。この1.3兆円については、今、回収しているような小売の回収、そういった意味では、回収の仕方が異なってくる。逆に言うと、片や全需要家が負担する2.4兆円と、全需要家ではなく、あくまで原子力事業者が負担する1.3兆円に分かれる。これはあくまで過去分という、その3.8兆円に対しての考え方になります。

過去分でないものについては、これはもう原子力事業者の需要家ということですので、先ほど松村委員からもありました、これが将来的にやっぱり全需要家にもう少しという話ではなくて、あくまでここでやっている過去分というのは、この数字が何か大きくまた変わるとか、そういうことではないというふうに考えています。

○山内座長

ほかの委員の方々、ご発言ございますか。

村松委員、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。今回、資料3から5まででまとめていただいた事項に沿って、一通り検討してきたんですけれども、今までの第1回から第5回までのワーキング、こちらで皆さん、議論いただいたことを丁寧にすくっていただいてまとめ上げたものですので、私としては、全体としては違和感がないものというふうに受けとめております。

ただ、その中で気になるところ、もう既に圓尾委員、松村委員から、また、大石委員からもご指摘がございましたけれども、特に気になる点を幾つか述べさせていただければと思います。

まず一般負担金ですけれども、こちらはあるべき論と、あと前回、私も申し上げましたが、効果ですね。制度そのものがそもそも持っている目的、原発の事故で起きた、もしくはこれから起きるかもしれない事故があったときに、その賠償をきちんと行っていく仕組み、これはやはり実効性を上げるために継続的に維持され得るサステナブルなものでなくてはならないというのが、当然にあってしかるべきものだと思うんです。

そうしたときに、今回、過去分3.8兆円、これは現在の年間負担額1,600億円から試算されたものですけれども、本当にこれで足りるんでしょうかと。今も福島に回す形でお金が回っておりますけれども、この先、既に今、稼働している、もしくは休止中の原発において事故が起きるかもしれない。そういったときに発生する賠償金等もきちんとカバーする形で金額が計算されているのか。これは私ほうまく理解できません。どうやって計算されたのかというような根拠もわからないですし、専門的なところなので、なかなか理解しにくい部分だと思うんですけれども、ここがやっぱり足りませんでした、この先増やしますというようなことがないようにというのは、一つ重要なポイント、今回皆さんで、国民負担で受け入れるかどうかということに関して、重要なポイントかなと思います。

また、どこかで述べたと思うんですけれども、新電力が負担するという言い方ではなく、需要家に最終的には転嫁されるもの、先ほど松村委員からもお話がありましたとおり、この1カ月当たり幾らというのは3倍で考えるべきだというふうにおっしゃっていただきましたけれども、そこを需要家の理解をきちんと求めるために、一体幾ら含まれているのかと。託送料金の中にこれだけのものがこういう目的で入っていますということは、やはり明らかにしていただく必要はあると思います。需要家の方々の理解を求めるため、また事業者の方から転嫁しやすくするためにということはあるかなと思います。

それから、資料4で、廃炉に向けたコストを東電グループ全体で稼ぎ出すというお話がございました。こちらについて、やはり皆さんの懸念事項としては、パワーグリッドカンパニーだけがキャッシュカウとして見定められてしまって、そこからだけ永遠に資金が引き揚げられるというようなことがあってはならないということだと思うんですが、原賠機構法のスキームとしては、国から給付されている資金は、最終的には東電の株式、これを売却した利益で回収するということがありますので、キャッシュカウとしてお金を稼ぎ出して機構に拠出していくということ、プラス、事業を継続して企業価値を高めていくと。その結果、最終的には国からの資金を返すための企業価値をきちんと高めていくということも必要ですので、非常にバランスを持った経営戦略というのが求められるというふうに考えております。

また、東電の存続意義ですね。大石委員から提出されました資料の中には、法的整理をすべきだというふうな非常に突出した意見もございますけれども、東電グループの存続意義というのは、決して賠償するため、廃炉するだけ、その目的だけで存続するわけではないというふうに考えております。本来、電力にかかわる事業者として、より安価な、安全な、安定した電力を供給する、それをやりつつ公的な目的を達成するというのが重要なことですので、それをやってくれるんだったら国民として負担しますよという気持ちは、個人的には非常に強いです。そこを東電グルー

プ、グループ全体で、発電事業者のみならず、小売、託送一体となってやっていただきたいというのが強い希望でございます。

最後の廃炉会計のところなんですけれども、前回におきまして、事故炉の廃炉会計の話を取り上げていただきました。ここで今回、経営責任のある事故炉の部分は、国策で廃炉を進めるといった目的からの廃炉会計の対象からは除くという結論を出していただきました。私が主張したことではあったんですけれども、従前の扱いから変更されるので、その理由づけというのはどうなんだろうかと。前回、秋池委員からも、制度の継続性を考えるべきというようなご意見をいただきました。変更の理由をきちんと明確にすることによって、事業者の方々、会計処理に関する判断の裏づけになるのかなと思います。

この変更の理由は、やはり事業環境が自由化をもって大きく変わってきたということがあり、そこからよってコストを負担する収益面ですね。これの性質を従来の規制小売料金から託送料金に変えたというものが大きな変更の理由ということで、合理的に説明ができるのかなと思いました。賄うコストの性質と、それを負担する収益の対応関係というのは、やはり会計の面から考えても整合させるべきだと思いますので、広く一般の需要家から負担してもらうのであれば、やはりコストの範囲というのは、こういった事故炉は明らかに除くべきというふうに考えましたので、ここはつけ加えさせていただきました。

以上です。

○山内座長

事務局、お願いします。

○小川電力市場整備室長

ありがとうございます。今、村松委員からご指摘、ご意見をいただいた中で、1点、私のほうの説明が足りていなかったことがあるかと思っておりますので、負担金、あるいは賠償の備えのところについて補足させていただきます。

ご懸念として、これで足りるのかどうかといったようなご指摘もありました。冒頭ご紹介すべきだったんですが、本日、報道などでもあります東電事故に係る費用ということで、大石委員からも倍というお話がありましたが、この賠償に関しては約8兆円という数字が見込まれております。この数字は、ここにあります過去分というのとは全く切り離されたものでありまして、そういう意味で、今回、例えば8兆円に増えて、あるいは8兆円が今後増えたら、この過去分というのが何かそれに例えば連動して増えるとか、そういう性質のものではないという意味において、仮に賠償の費用、福島が増えた場合に今後どうするのかといった話、それはそれで別途あるわけなんですけれども、ここでのご議論としては、今回示した過去分という定まった額に対しての

回収方法ということで、ご提示したということになります。ちょっとその点の説明が不十分だったかと思うので、補足させていただきます。

○山内座長

ほかに、秋池委員、どうぞ。

○秋池委員

本日の内容につきましては、これまで本ワーキングで議論してきた内容がまとまっておりますので、異論はありません。

制度は継続性が非常に重要だと思っております。廃炉は大変長い期間のかかる取り組みになりますので、この大枠を継続して、そして廃炉が確実に進められるような運営がなされるということが非常に重要だと思っております。

税なのか託送なのかという議論もありましたけれども、もしも託送で値上げをしようと思うと厳しい審査がありますので、託送ならば全く見えなくなるということではないというふうに思っております。

○山内座長

松村委員。

○松村委員

すみません、今のは、前半はともかくとして、最後の一言はちょっと聞き逃せない。託送だと厳しい査定のシステムがあるから、だから税よりよいということなら、私は全く納得しかねます。託送の審査に実際に携わっていれば、これがこういう形で2.4兆円になって、これをこういう形で託送料金に乗せるというルールが定めれば、託送の査定でそれを減らすことは、およそあり得ない。したがって、それが託送の優位性ということは、私の理解では、絶対はないと思います。

まさか託送の審査で、福島に賠償金支払い過ぎ。だから、託送料を上げないために減らすべきだなんて言えるわけがないし、もちろん言うべきでもない。実際、制度上ももちろんそうならない。それが託送の優位性というのは、別の人からも同様の意見を聞いたことがあるのですが、それは実際に審査している人間の立場から見て、その理由から託送を選ぶというのは勘弁してほしい。

以上です。

○山内座長

仮にそうなった場合に、これは負担が増えるんでしょうか。万が一、負担を増やさなきゃいけないという場合には、値上げ申請をするということなんですかね。託送に。

○小川電力市場整備室長

今の仮定の件というのは、今回と別途、必要なときというのは、そもそもそういう額を託送に入れるかどうかというのを、この場でそういうところを議論しているわけですが、そういうのを経ずに、もういきなり料金値上げということで出てきた場合には、逆にそこでの根拠が、通常でいうと難しいということになるかと思います。

○山内座長

今、我々が気にしているのは過去分だから、ある意味では確定値にそれが乗っかるということだから、それを上げるということはまずないというのが、さっきからの話で、別のものがというのは託送の議論ではなくて、託送を上げるという議論ではなくて、乗せていいかどうか、そっちの議論だと思うんですね。

○松村委員

しつこくて申しわけないのですが、税か託送かという議論をするときに、託送だと審査できるけれども、税だと審査できないからという、そういう理屈は勘弁してくれということだけのことです。

○山内座長

わかりました。ありがとうございました。

ほかにいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、大体皆様のご意見を伺ったということでありますので、本日の議論はこれまでとさせていただきますが、本日の議論を含めて、本ワーキンググループで議論してきた内容につきまして、これは事務局で整理していただいて、今後、小委員会の中間取りまとめに反映していただくと、こういうことよろしゅうございますか。

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

本日も活発にご議論いただきましてありがとうございます。

これをもちまして、第6回財務会計ワーキンググループを閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後3時02分 閉会